

(3) 成果指標

項目②	「食品添加物」について不安を感じる市民の割合
基準値	63.3 % (平成 24 年度)
目標値	50 % (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

項目③	「食品の不正(偽装)表示」について不安を感じる市民の割合
基準値	51.6 % (平成 24 年度)
目標値	40 % (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

項目④	「輸入食品」について不安を感じる市民の割合
基準値	65.2 % (平成 24 年度)
目標値	50 % (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

(指標とする理由)

製造、加工から販売にいたる段階における食品の安全性確保の効果は、代表的な項目である「食品添加物」や「食品の不正(偽装)表示」、「輸入食品」に対する不安度が低減されることで客観的に評価できると考えられます。



(4) 具体的な取り組み

- 熊本市食品衛生監視指導計画に基づき食品営業施設等に対する監視・指導の充実に努めます。
- 食中毒を未然に防ぐことを目的とした各種講演会や衛生教育を実施します。
- 食品関連事業者が行う自主衛生管理事業に対し、助言・指導を行い支援します。
- 衛生意識向上のため、衛生功労者及び優良衛生施設の表彰を行います。
- 栄養管理・調理師研修会(栄養士・調理師を対象とした衛生教育)を開催します。
- 給食施設における安全対策の指導・啓発に努めます。
- 学校給食調理職員を対象とした衛生管理研修会を開催します。
- 学校給食食材の安全確保のため、給食物資選定委員会や給食青果物査定会を開催します。
- 園児や職員を対象とした日常の健康管理について啓発するとともに保育所給食に従事する調理師等に対する食品衛生研修会を開催します。
- 全ての牛・豚・馬を対象とした1頭毎のと畜検査を実施するとともに、衛生確保対策として必要な拭き取り検査と監視・指導を実施します。
- いわゆる健康食品による被害防止のため、医薬品販売業の立入検査を充実します。
- 遺伝子組み換え食品やアレルギー物質の食品衛生法に基づく表示について監視指導を行うとともに、JAS法に基づく食品表示についても連携して指導を行います。
- 衛生教育や講演会等を充実し、加えて安全で安心できる食品を消費者に提供できる体制を整えます。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●積極的に講習会などに参加し、食品表示の見方など、知識の習得に努める ●食品添加物等について理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ●農畜水産物の生産履歴の記帳に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●食品添加物の使用基準を厳守し安全な製品の製造に努める ●従業員の健康管理に努める ●給食食材納入業者の衛生管理状況や生産工場の把握に努める ●より安全で衛生的な管理手法の導入に努める ●トレーサビリティシステムの導入に努める ●食の安全性の確保について、自らがその第一義的責任を有していることの認識や自覚を有すること ●自主的な衛生管理に努め、その実施状況を記録に残すよう努める ●施設の改善に努め施設の衛生向上に努める ●消費者(市民)の誤認や誤解がない適正表示を実施し、問い合わせ等に対応できる体制を整備するよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食調理職員を対象とした衛生管理研修会を開催する ●給食調理職員の健康管理に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●食品関連事業者が法令等に基づく適正な取り扱いを実施するよう監視・指導の強化を図る ●食品関連事業者の衛生管理状況や生産工場の把握に努める ●栄養管理・調理師研修会を開催する ●給食食材納入業者の衛生管理状況や生産工場の把握に努める ●食品関連事業者の高度な衛生管理システム等の普及と導入支援を行う ●食の安全安心の確保に努める模範的な食品関連事業者を表彰等により評価する ●食品関連事業者の自主的衛生管理システムの導入支援を行う ●給食施設のドライ化を推進する ●給食食材納入業者の衛生管理状況や生産工場の把握に努める ●全ての牛・豚・馬を対象とした1頭毎のと畜検査を実施するとともに、必要な拭き取り検査と監視・指導を実施する ●いわゆる健康食品による被害防止のため、医薬品販売業の立入検査を充実する ●出前講座などを通じ、食品表示等の知識啓発に努める

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

3) 食品などの検査

～安全な食生活を見守るための施策～

(1) 今後の方向性

食品事業者による不適切な原材料使用等により多くの市民が食品の安全性について不安や不信を感じています。

そこで、「安全な食生活を見守るための施策」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

食品検査や関連する機器等の整備と管理に係る施策を実施します。

12 食品の安全確認検査

食品が市民(消費者)の口に入る前に、製造から販売にいたる各段階での検査を実施します。また、食品関連事業者の自主検査等を指導します。

13 残留農薬、動物用医薬品、食品添加物等の検査

「残留農薬」や「食品添加物」などの適正使用を確認するために、検査を充実させ安全確保に努めます。

14 検査機器の整備と精度管理

信頼性の高い検査を実施するために、検査機器の整備や検査技術・精度向上に努めます。

(3) 成果指標

項目①	「残留農薬」について不安を感じる市民の割合 【再掲】 P44参照
-----	-------------------------------------

項目②	「食品添加物」について不安を感じる市民の割合 【再掲】 P47参照
-----	--------------------------------------

項目④	「輸入食品」について不安を感じる市民の割合 【再掲】 P47参照
-----	-------------------------------------

(指標とする理由)

食品などの検査実施の効果は、代表的な項目である「食品添加物」や「食品の不正(偽装)表示」、「輸入食品」に対する不安度が低減されることで客観的に評価できると考えられます。

(4) 具体的な取り組み

- 熊本市食品衛生監視指導計画に基づき、市内流通食品の収去検査の充実を図ります。
- 食品中のアレルギー物質検査を実施します。
- 熊本市市場食品衛生監視所において、市場流通食品のスクリーニング検査の充実を図ります。
- 全ての牛・豚・馬を対象とした1頭毎のと畜検査を実施するとともに、衛生確保対策として必要な拭き取り検査と監視・指導を実施します。【再掲】
- 学校給食等の食材や製品の自主検査を実施します。
- 食品中の残留農薬検査などの理化学検査及び微生物検査を充実します。
- 検査の信頼性を高めるため、外部精度管理プログラム参加や検査機器の保守点検を実施するとともに、迅速で正確な検査手法の導入・研究及び感染経路の究明等、新たな危害や法改正などに対応した試験検査体制と調査研究の充実を図ります。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●食中毒等、食品による健康被害が起きたときには、保健所等に連絡し、食材の検査等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●農協等の団体が実施する残留農薬などの自主検査に協力する ●保健所など行政機関による指導に協力するとともに、違反等発生時の原因究明に協力し、再発防止に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●自社製品の自主検査を実施し、安全確保に努める ●行政が実施する食品の検査に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食で使用する食材の検査の充実に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●食品の安全性を確認するために試験検査を充実する ●市場の流通食品のスクリーニング検査の充実を図る ●安全で衛生的な食肉供給のため、と畜検査の充実を図る ●検査の信頼性を高めるため、機器の精度管理の向上に努める

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

(生食用力キの収去)



(残留農薬検査)



4) 消費段階における食品の安全性の確保

～食の安全安心について高い知識を持つ消費者の育成～

(1) 今後の方向性

食品に関する様々な情報が氾濫する中で、市民が食品の安全性を的確に判断するためには正確な情報が必要です。

そのために「食の安全安心について高い知識の提供」という観点からの取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

市民への情報提供や普及啓発を通して「食の安全安心について高い知識を持つ消費者の育成」に係る施策を展開します。

15 家庭、職場、学校等における食品衛生知識の普及と実践

家庭での食中毒等を未然に防いでいくために、市民(消費者)が親しみやすく参加しやすい衛生教育に取り組みます。また、職場、学校等を活用した食中毒予防啓発にも取り組みます。

16 世代ごとのリスクコミュニケーションの充実

ライフステージに即した食中毒予防啓発に取り組むとともに、世代ごとに、その世代に必要なと思われる食品衛生知識の普及に努めます。

17 食の安全安心について高い知識を持つ消費者の育成

食品に関する市民(消費者)に役立つ知識の取得機会を提供します。

(3) 成果指標

項目①	「残留農薬」について不安を感じる市民の割合 【再掲】 P44参照
項目②	「食品添加物」について不安を感じる市民の割合 【再掲】 P47参照
項目③	「食品の不正(偽装)表示」について不安を感じる市民の割合 【再掲】 P47参照
項目④	「輸入食品」について不安を感じる市民の割合 【再掲】 P47参照
項目⑤	食品の安全性や食品衛生に関する活動に参加している 市民の割合
基準値	8.9 % (平成 24 年度)
目標値	15 % (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査